②　一般事業については１／２以内
とする。
※ただし、沖縄県内において実施される事業については、４／５以内とする。
⑴の②の２）のイ「検診車及び母子保健指導車の整備事業」でハイブリッドカー（沖縄県内において実施される事業を除く。）については、２／３以内とする。
なお、全国団体等における事業のうち、公益の増進への貢献が特に大きいと、本財団が認める事業については、この限りでない。

⑸　補助の基準
別に定める基準による。

２．**社会福祉の増進**

⑴　補助対象事業

①　重点事業

１）児童

ア　児童虐待防止に資する施設の整備事業
（別表１の⑴に掲げる施設を対象とする。）
施設の整備事業は、新築、増築、改築又は増改築とし、施設の機能維持のための補修・修繕・設備の更新等は除く。（以下同じ。）

イ　児童虐待の早期発見、早期対応に関する調査研究又は啓発普及事業

ウ　地域住民が主体となって行う子育てサポート事業

２）高齢者

ア　高齢者の健やかな地域生活のための施設の啓発普及事業
（別表２の⑵に掲げる施設を対象とする。）

イ　高齢者虐待の早期発見、早期対応及び高齢者の権利擁護に関する調査研究又は啓発普及事業

３）障害者

ア　障害者の地域活動のための施設の整備事業
（別表１の⑵に掲げる施設を対象とする。）

イ　身体障害者補助犬の普及のための施設の整備事業
（別表１の⑶に掲げる施設を対象とする。）

ウ　身体障害者補助犬の普及のための調査研究又は啓発普及事業

エ　発達障害に関する啓発・普及、相談又は相談員の育成及び調査研究事業

４）その他

ア　自殺の予防に関する調査研究又は啓発普及事業

②　一般事業

１）児童

ア　児童福祉施設の整備事業
（別表２の⑴に掲げる施設を対象とする。）

イ　児童福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業

２）高齢者

ア　高齢者の健やかな地域生活のための施設の整備事業
（別表２の⑵に掲げる施設を対象とする。）

イ　高齢者福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業

ウ　高齢者が自ら行う社会貢献に係る事業

３）障害者

ア　障害者のための施設の整備事業
（別表２の⑶に掲げる施設を対象とする。）

イ　障害者福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業

４）その他

ア　施設の整備事業
（別表２の⑷、⑸に掲げる施設を対象とする。）

イ　社会福祉の増進に係る調査研究、研修又は相談等の事業

ウ　福祉車両整備事業
（別表２の⑹に掲げる車両を対象とする。）

エ　機器の整備事業
別表１及び別表２に掲げる施設の補助基準に定める機器並びに障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設で使用するリハビリ機器、授産機器又は医療機器を対象とする。
「ウ　福祉車両整備事業」及び「エ　機器の整備事業」（以下併せて「福祉車両等整備事業」という。）については、各都道府県の区域内の事業について、2,000万円（消費税相当額を含む。）の補助金の範囲内で、当該都道府県の共同募金会の推薦等を経た事業を対象とするものとする。

⑵　補助対象主体

①　原則として、補助事業を行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有し、情報の開示について、公益法人認定法第21条に準じた情報の開示を行っている、次の法人を対象とする。
１）社団法人
２）財団法人
３）社会福祉法人
４）ＮＰＯ法人
なお、上記の法人であっても、営利目的・特定企業等の利益を図る事業についての申請である場合は、対象としない。

②　補助対象事業が⑴の②の４）のウ「福祉車両整備事業」の場合は、次のとおりとする。
１）別表２の⑹に掲げる福祉車両のうち、「移送車Ⅰ」、「移送車Ⅱ」又は「移送車Ⅲ」の整備については、現に法定の社会福祉施設を有し、当該施設で入所者、施設利用者の無償の輸送のために「移送車」を使用する法人に限るものとする。また、同表に掲げる「移送車Ⅳ」の整備については、別表１の⑵の「障害者の地域活動のための施設」、別表２の⑶の「障害者のための施設」又は、別表１の⑶の「身体障害者補助犬の普及のための施設」に掲げる施設、若しくは障害者自立支援法上の障害サービスを提供する施設を現に有し、当該施設で入所者、施設利用者の無償の輸送のために「移送車」を使用する法人に限るものとする。
２）平成21年度に「福祉車両整備事業」の補助を受けた法人は、対象としない。

③　補助金交付要望時に法人格の取得について申請中であることが証せられる場合は、⑴の②の４）のウ「福祉車両整備事業」の場合を除き、法人格を有するものとみなす。

④　建築整備事業に関して、過去に補助金を受けた事業者にあっては、その第二次事後評価の結果が優良であるものに限る。

⑶　補助対象経費

①　物件費については、その整備に直接必要であると認められる経費とする。

②　事業費については、その団体の運営に要する人件費等の経常経費を除く経費とする。

③　「障害者ケアホーム」、「障害者グループホーム」又は「児童自立援助ホーム」を整備する場合を除き、既存建物の買取りに係る経費は認めない。

④　土地の取得、造成、外構工事及び造園に係る経費は、認めない。

⑤　⑴の②の１）のア「児童福祉施設」のうち「児童自立援助ホーム」の施設の整備事業、⑴の②の２）のア「高齢者の健やかな地域生活のための施設の整備事業」の「高齢者生活共同運営住宅」の施設の整備事業、⑴の②の３）のア「障害者のための施設の整備事業」のうち「障害者ケアホーム」及び「障害者グループホーム」の施設の整備事業については、既存建物（全部又は一部）を借受け、それぞれの施設の整備を行う場合に、その整備に必要な経費も対象とする。